

事務連絡
令和 8 年 3 月 31 日

各
〔 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市 〕
保育主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局保育政策課

合併、事業譲渡等に関するガイドライン等について（周知）

子ども・子育て支援の推進につきましては、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

保育提供体制については、受け皿整備等により待機児童が減少する一方で、過疎地域などの待機児童が少ない地域では、定員充足率（利用定員数に対する利用児童数の割合）が低下している状況にあり、定員充足率が下がることにより、安定的な運営が困難になる施設や、統廃合等が必要となる施設が生じる可能性があります。人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めていくためには、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が中心となり地域の保育所等と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、保育所等の多機能化、法人間の連携等を進めることが必要であるほか、持続的な保育提供のため、必要な場合に、地域において法人の合併や事業譲渡等が円滑に進められるようにしていくことも重要です。

こうした中で、「規制改革実施計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定。以下「実施計画」という。）において、「介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルール防止」として、保育所等が「円滑な合併、事業譲渡等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の事務に要する負担を軽減するため」に所要の措置を講じることとされたところです。また、「保育政策の新たな方向性」（令和 6 年 12 月 20 日こども家庭庁公表）においても、「必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備」のため、「規制改革実施計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、保育所が合併・事業譲渡等を行う際の手続き等に係るガイドラインを作成」することとしているところです。

こうした状況を踏まえ、令和 7 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において「保育所等の合併・事業譲渡等に関する実態調査」（以下「調査研究」という。）を実施し、今般、「合併、事業譲渡等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の策定を含め、実施計画において講じることとされた措置の内容について、下記のとおりお示しします。その内容を十分御了知いただくとともに、各都道府県におかれては、管内の指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く市町村に対して遺漏なく周知いただくようお願いいたします。

す。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 ガイドライン及び合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続に係る地方公共団体によるローカルルールについて

調査研究において、ガイドラインを作成し、公表したので、保育所及び認定こども園の設置者並びに家庭的保育事業等を行う者（以下「施設設置者等」という。）が施設又は事業所の合併、事業譲渡等を検討する場合に参照していただきたいこと。

また、地域の実情に応じつつ、将来的に合併、事業譲渡等を行うこととなる可能性を踏まえ、あらかじめ、都道府県、市町村、施設設置者等その他の関係者において広く参照していただきたいこと。

なお、実際に合併、事業譲渡等が行われる場合には、ガイドラインを踏まえつつも、関係法令等に従い遺漏なく必要な手続を行うこと。

併せて、調査研究の事業報告書において、合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続に係る地方公共団体におけるローカルルールの現状等について整理したこと。

第 2 標準様式及び標準添付書類について

調査研究において、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の関係法令の規定に基づく認可の申請等に関連する書類について、事務負担軽減の観点から、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成し、公表したので、当該標準様式等を用いて手続等を行うことを基本としていただきたいこと。

なお、当該標準様式等については、押印又は署名の欄を設けていないところ、各都道府県又は市町村において、当該書類の提出に際し押印又は署名を求めることがないようお願いしたいこと。

なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請等に関連する書類について独自の様式・添付書類を使用することは妨げるものではないこと。

（参考）ガイドライン、調査研究の事業報告書及び標準様式等の掲載場所

[「保育所等の合併・事業譲渡等に関する実態調査」（令和 7 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業）について | こども家庭庁](#)

問合せ先

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係

E-mail : hoikuseisaku.houreil@cfa.go.jp

(参考) 規制改革実施計画 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) (抄)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルール	<p>高齡化とともに、高齡者を含む人口減少が進む我が国において、良質な介護・保育・障害福祉サービスの持続性を確保し、利用者の生活に支障を及ぼしかねないサービスの中断・停止等を回避するためには、介護・保育・障害福祉分野の事業者（社会福祉法人を含む。以下「介護事業者等」という。）の協働化や合併、事業譲渡等による経営力強化及び円滑な事業承継（以下「経営力強化等」という。）が必要である。経営力強化等の手段は多様であり、どの手段を選択し、必要に応じて、複数の手段を組み合わせるかは介護事業者等の経営判断で行われるものであるが、合併や事業譲渡等のニーズを有する事業者は一定程度存在する。一方で、介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等については、以下のような指摘がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護事業者等の合併、事業譲渡等に関して、地方公共団体によっては、肯定的に捉えていないところがあったり、あるいは、介護事業者等にとって、公開情報で知り得る事例も限られており情報不足から現実的な選択肢として検討することが困難。 ・介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要の手続（合併、事業譲渡等に伴う手続を含む。以下同じ。）について、特に、介護保険法（その政省令、通知、事務連絡等を含む。）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。）、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）等を執行する地方公共団体との調整が重要な課題である。 ・合併、事業譲渡等に関して事例が少ないこともあり、知見が乏しく、許認可に関する手続に関して地方公共団体の担当者間でも理解に濃淡が生じてい 	<p>a, b : 令和 6 年度検討開始、令和 7 年度までに措置 c, d : 令和 7 年度までに措置 e : (前段・システムの整備の可否を検討) 可能な限り速やかに検討を開始し、令和 7 年度結論、(前段・利用の有無の公表) 令和 8 年度措置、(後段) 令和 6 年度検討開始、令和 7 年度までに措置 f : (前段) 可能な限り速やかに検討を</p>	<p>a, c～e : こども家庭庁 厚生労働省 b, f : 厚生労働省</p>

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体による不適切なローカルルール（独自の規律に係る様式、添付書類、各種申請に関して同分野の事業者と地方公共団体が行う事前相談及びその他運用に関する事項を含む。以下同じ。）がある場合には、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の予見性が低く、かつ、事務負担が重い。 <p>以上を踏まえ、介護事業者等の経営力強化等を目的として、円滑な合併、事業譲渡等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の手続に要する負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>a こども家庭庁及び厚生労働省は、合併、事業譲渡等の事例及びその内容について介護事業者等による情報収集を容易にすることで、介護事業者等が自らの経営力強化等の選択肢として、合併、事業譲渡等を前向きに検討・実施可能なものであることの理解を促すとともに、地方公共団体が否定的に捉えるべきものではないことを明確化し、併せて、不適切なローカルルールによる介護事業者等の負担増を回避するため、介護事業者等及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続に関する手順や処理期間、合併、事業譲渡等の事例、合併、事業譲渡等に至った経緯、目的、効果等を記載したガイドライン等を作成・公表する。</p> <p>b （略）</p> <p>c こども家庭庁及び厚生労働省は、介護サービス事業者が老人福祉法の規定に基づいて、地方公共団体に対して提出する届出関連文書等や、保育事業者が児童福祉法等の規定に基づいて、地方公共団体に対して提出する認可申請関連文書等について、介護事業者等の事務負担軽減の観点から、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成し、保育事業者、介護サービス事業者が全国一律で当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の措置を講ずる。その際、当該標準様式等については、押印又は署名欄は設けないことを基</p>	<p>開始し、令和 7 年度結論、（後段）令和 8 年度措置</p>	
--	---	------------------------------------	--

		<p>本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請するとともに、先行して標準様式等が定められている介護保険サービスや障害福祉サービスと共通化可能な部分はそれぞれ共通化することを基本とする。</p> <p>なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。</p> <p>d こども家庭庁及び厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続に係る地方公共団体によるローカルルールについて、介護事業者等の手続負担を軽減し、合併、事業承継等を円滑化する観点から、例えば、以下の事項について、地方公共団体ごとのローカルルールの有無・内容等を整理し、公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種申請に関して介護事業者等が行う地方公共団体との事前相談に関する事項 ・認可や指定に関する認可申請関連文書に係る様式又は添付書類に関する事項 ・社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に関する事前相談や添付書類に関する事項 <p>e・f (略)</p>		
--	--	---	--	--